

愛媛県小学生バレーボール連盟規約

昭和56年4月1日制定

第1章 名称および事務局

- 第1条 本連盟は、愛媛県小学生バレーボール連盟と称する。
第2条 本連盟の事務局は、会長の指定する場所に置く。

第2章 目的

- 第3条 本連盟は、愛媛県に所在し、本連盟に登録している小学生バレーボール団体を総括し、団体相互の提携・協力・親睦・技術の向上を図り、小学生バレーボールの普及・発展に努め、小学生の心身の健全な発展に寄与し、その育成に努めることを目的とする。

第3章 事業

- 第4条 本連盟は、前条の目的を達成するために下記の事業を行う。
- 1 競技大会及び教室の開催
 - 2 指導者・審判員の講習会、研修会の開催
 - 3 その他連盟の目的達成に必要な事業

第4章 組織

- 第5条 1 本連盟の趣旨に賛同する愛媛県の小学生バレーボール団体及び個人をもって組織し、東予・中予・南予に支部を置いて運営にあたる。
2 本連盟は、愛媛県バレーボール協会の一加盟団体として連絡を密にし協力する。

第5章 役員

- 第6条 本連盟に次の役員を置く。
- 1 会長 1名 2 副会長 若干名 3 理事長 1名 4 副理事長 若干名
5 理事 若干名 6 事務局長 1名 7 会計 1名
8 評議員（登録団体の代表者 1名） 9 監事 2名

第7条 本連盟に顧問及び参与を置くことができる。

- 第8条 本連盟の役員を選出は下記による。
- 1 会長、副会長、理事長、副理事長は理事会にて推薦し、評議員総会にて決定する。
 - 2 理事、監事は評議員総会の推挙とし会長が委嘱する。
 - 3 顧問及び参与は常任理事会の推挙により会長が委嘱する。
 - 4 事務局長・会計は、会長が委嘱する。

- 第9条 本連盟の役員の仕事は次のとおりとする。
- 1 会長は本連盟を統轄し、代表する。
 - 2 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。
 - 3 理事長は本連盟の会務を掌握し、常任理事会・理事会の決するところに従い会務を執行する。
 - 4 副理事長は理事長を補佐し、理事長事故ある時はその職務を代行する。
 - 5 理事は本連盟の業務を分担し、重要事項を審議する。
 - 6 事務局長は理事長を補佐し、会務を処理する。
 - 7 会計は本連盟の会計を担当し、処理する。
 - 8 評議員は自己の所属団体を総括し、その運営に当たる。
 - 9 監事は毎年1回以上、会計を監査し、評議員会に報告する。
 - 10 顧問及び参与は重要事項に関し、会長の諮問に応じ、本連盟の事業に対し助言する。
- 第10条 本連盟の役員の仕事は2年とする。ただし、再任は妨げない。役員に欠員が生じた場合は、第8条に基づいて随時これを補充する。この場合の仕事は、前任者の残存期間とする。役員は任満了後においても、後任者就任あるまではその職務を代行する。

- 第11条 本連盟の役員の仕事は下記のとおりにする。
満75歳に達した役員は定年とする。任期途中で75歳に達した場合は、任期終了までとする。

第6章 会議

第12条 本連盟に下記の会を置く。

- 1 評議員総会
- 2 理事会
- 3 常任理事会
- 4 専門委員会
- 5 その他会長が必要と認めた会

第13条 評議員総会は、第6条で定めた役員をもって構成し、会長が年1回以上必要に応じて招集し、次の事項を審議及び決議する。

- 1 事業計画に関する事項
- 2 予算並びに決算に関する事項
- 3 協会等諸団体より付議された事項
- 4 規約の変更に関する事項
- 5 その他重要事項

第14条 評議員総会は、定数の3分の2以上の出席（委任した者を含む）で成立し、議事は出席者の過半数をもって決し、同数の場合は議長が決する。議長は、副会長が務める。（総会の委任状は、議長に委任する事とする。）

第15条 理事会は常任理事会の構成員及び理事をもって構成し、理事長が招集する。理事会は本連盟の業務に関する事項並びにその他重要事項について審議し、急を要する事項については決議できるものとする。議長は、副会長が務める。

第16条 常任理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、専門委員長、事務局長、会計をもって構成し、理事長が招集する。常任理事会は本連盟の基本事項を企画立案する。議長は副会長が務める。

第7章 委員会

第17条 専門委員会は下記の通りとする。

- 1 総務委員会
- 2 競技委員会
- 3 審判委員会
- 4 指導普及・ソフトバレー委員会

※ 各専門委員会は、理事をもって構成し委員長・副委員長及び構成メンバーは理事会にて選出し、会長が委嘱する。ただし、審判委員会には、理事以外から有資格者を審判委員として選出し、会長が委嘱する。

第18条 各委員会は、本連盟の事業を遂行するために必要な事項を分担し、常任理事会の承認を得て執行する。

※ 各専門委員長は、各専門委員会を掌握する。
各副委員長は委員長を補佐し、委員長事故ある時はその職務を代行する。

第19条 本連盟に、次の特別委員会を置く。

- 1 倫理委員会
倫理委員会の規程は別に定める。

第8章 会計

第20条 本連盟の経費は、登録料・競技会参加料・協賛金その他の収入をもってこれにあてる。

第21条 本連盟に加盟する団体は、毎年4月末までに登録料8,000円を納入する。

第22条 本連盟の会計年度は4月1日より始まり、翌年3月31日に終わる。

第9章 附則

第23条

本規約は、昭和56年4月1日から施行する。

本規約は、昭和61年4月1日・平成元年4月1日・平成5年4月1日・平成7年4月1日・平成9年4月1日・平成11年4月1日・平成13年4月1日・平成19年4月1日・平成23年4月1日・平成26年4月1日・平成27年4月1日・平成28年4月1日より一部訂正し施行する。